

学校法人会計と企業会計

【目的】

学校法人は、学校を運営することにより、教育研究を遂行することを目的としているのに対して、企業は、営業活動により利益を獲得する営利を目的としています。

これにより、学校法人会計は、教育研究活動が円滑に遂行されたかどうかを財務面から見るものであり、企業会計は、収益と費用を正しくとらえることにより、経営成績を知り、収益力を高めることに役立たせようとするものです。

【計算書類】

学校法人会計基準により作成が義務づけられている計算書には、下記の書類があります。

① 資金収支計算書

当該会計年度の教育研究活動に伴う、全ての資金の収入及び支出の内容明らかにし、支払資金(現金及び預貯金)の収入及び支出のてん末を表す計算書です。

資金の流れを示す計算書という意味では、企業会計のキャッシュフロー計算書に類似していますが、企業会計のような営業活動・投資活動・財務活動の区分が無く、未収・未払の調整方法が異なる等の違いがあります。

② 消費収支計算書

当該年度の消費収入及び消費支出の内容を明らかにし、その両者の均衡状態についても明らかにする計算書です。

前年度末及び当年度末の貸借対照表と連動しているという意味で、企業会計の損益計算書と類似していますが、企業会計のような営業活動・投資活動・財務活動の区分が無く、帰属収入合計から基本金組入額を控除する構造となっている点に違いがあります。

③ 貸借対照表

年度末時点の学校法人の財政状態を明らかにする計算書です。

資産と負債の差額は、企業会計では、資本金＋剰余金ですが、学校法人会計では、基本金＋消費収支差額である点に違いがあります。